

# 一般社団法人青森県難病団体連絡協議会定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人青森県難病団体連絡協議会（以下「当法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 当法人の事務所は、青森市に置く。

(公告方法)

第3条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、難病等について正しい知識の普及及び会員相互の交流を図るとともに、各難病団体等が連携して患者の医療や福祉の向上をめざし、その増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 難病等の患者、家族及びその支援者が患者会や支援組織を立ち上げるための協力及び援助。
- (2) 難病等の患者及び家族の団体の育成と相互協力及び援助。
- (3) 会員の親睦交流と医療知識の普及啓発のため、講演会、相談会、学習会などの開催及び機関紙等の発行。
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業。

## 第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第6条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人、及び難病等の患者及びその家族で構成する団体
  - (2) 賛助会員 当法人の事業に賛助するために入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 当法人の会員になろうとする者は、会長の定める入会申込書により申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 正会員が負担する前項の会費をもって、一般法人法第27条の経費とする。

(任意退社)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度末日から3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(招集の請求)

第15条 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、次の通りとする。

(1) 個人正会員1名につき1個

(2) 団体正会員

会員数10人以下の団体 3個

会員数11人以上50人以下の団体 5個

会員数51人以上150人以下の団体 10個

会員数151人以上の団体 20個

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事10名以上15名以内を置く。

(2) 監事2名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。
- 3 理事のうち1名を業務執行理事とし、副会長とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表しその業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事の業務の執行又は財産状況について、法令、定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、理事会に報告するものとする。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでなお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

## 第 6 章 理 事 会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長及び役職理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 事 務 局

(事務局)

第33条 当法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び若干名の職員を置くことができる。

- 3 事務局長及び職員の任免は会長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第 8 章 資産及び会計

### (事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び会員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第37条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。